様式第5号の3(第21条関係)

業務委託請書

|  |  |
| --- | --- |
| 業務名 | 　 |
| 業務場所 | 　 |
| 履行期間 | 　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで |
| 委託金額 | 　　　　　　　　　　億　　　　　　　　　万　　　　　　　　　　円 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　　　　　　　　　　円) |

　上記の業務について、次の事項を守り、信義に従って誠実にこれを履行することを受託します。

1　頭書の業務を、頭書の履行期間内に別冊の設計書、図面及び仕様書(以下これらを「設計図書」という。)に基づき完了すること。

2　この契約によって生ずる権利義務を、市長の承認を得ることなく第三者に譲渡し、又は承継しないこと。

3　業務の履行に関しては、すべて、市長の指定した監督員(以下「監督員」という。)の指揮監督に従うこと。

4　業務の履行が設計図書に適合しない場合において、市長又は監督員から設計図書に基づく修補の請求があったときは、これに従うこと。この場合において、委託金額の増額又は期間の延長の請求はできないこと。

5　受注者の責めに帰する理由によって、頭書の履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明らかにして履行期間内に届け出ること。この場合において、履行期間を超えて完了する見込みがあるときは、延期の期間を明らかにして市長の承認を受け、遅滞違約金(委託金額から部分引渡しに係る委託金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。）を乗じて計算した額)を支払い、業務を完了すること。

6　受注者の責めに帰する理由により、この契約が解除されたときは、違約金として、委託金額の

10分の1に相当する額を市長の指定する期間内に支払うこと。

7　業務が完了したときは、書面で通知し、検査に合格した業務の目的物は直ちに引き渡すこと。

8　本書に定めのない事項については、業務委託契約約款の定めによるほか、必要に応じて、発注者と受注者が協議して定める。

　　　　　　年　　月　　日

　　(宛先)前橋市長

所在地

受注者　商号又は名称

代表者の氏名

|  |
| --- |
| 発行責任者及び担当者・発行責任者　　　　　　　　　　　　　（電話番号）・担　当　者　　　　　　　　　　　　　（電話番号） |